

第 1 1 回

流通・取引慣行と競争政策の 在り方に関する研究会

平成 2 8 年 1 2 月 9 日

午後1時30分 開会

○土井座長 定刻となりましたので、ただいまより第11回の会合を開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様にはお忙しいところ御参加いただきまして、どうもありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

なお、本日は滝澤会員と丸山雅祥会員が御欠席ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。前回の会合で、事務局が作成いたしました報告書（案）について御議論いただきましたけれども、そこでの議論を踏まえて報告書（案）を修正いたしましたので、本日はその修正した報告書（案）について御確認いただいて、皆さんの了承を頂きたいと思っております。了承が得られましたら、研究会の報告書として取りまとめを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、この修正した報告書（案）についても、前回と同様に報告書公表までは非公表というふうにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。皆様の御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料について、事務局の方からよろしくお願いいたします。

○佐久間官房参事官 資料の確認の前に1点お断り申し上げます。取引部長は、国会関係の要務の関係で、この場におりません。要務が終わり次第、こちらに駆け付けることになっておりますけれども、場合によっては本日は欠席ということになるかもしれません。あらかじめ御了承のほどよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料ですけれども、配布資料の報告書本体と添付資料、そして参考ということで、前回会合からの修正履歴の付いた本体資料を用意しております。お手元に資料がないという方がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、右肩に「参考」と付しました、修正履歴付きの報告書（案）を御覧ください。こちらは前回の研究会で会員の皆様に御議論いただいた内容等を踏まえて、事務局にて修正したものでございます。修正の概要について説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まずページをめくって1ページ目、2番目のパラグラフの中に、「この」というところが「流通・取引慣行」となっています。これはごく単純な語句の整理でございます。

その少し下に、「電子商取引市場」という言葉の「市場」を削除していますけれども、これ

は前回研究会での御指摘を踏まえた修正です。

ページをめくって2ページでございますけれども、この2ページの修正は、いずれも語句の整理にとどまるものでございます。「流通・取引慣行の変化」や「流通実態の変化」と表記が揺れていたところを「流通・取引慣行の実態の変化」に統一したものです。

次に、3ページを御覧ください。3ページ目の「1 最近の流通・取引慣行の実態の変化」としたところは、これは正にただいま申し上げた記載の統一でございます。

その3行下、「電子商店街」を「マーケットプレイス」という言葉に置き換えるべきだという御指摘がございましたので、修正をしております。

その下、「ショールーミングといわれる現象などがある」というところの前の「いわゆる」を取っていますけれども、これは一つの文で「いわゆる」と「いわれる」が重なって読みにくいということを考えまして、語句の整理をさせていただきました。

そして、下から3行目のところから、一文を追記しております。「価格競争だけでなく非価格競争も活発であることが望ましく、オンライン取引に係るこうした現象が、事業者の販売戦略に変化を生じさせ、競争に大きな影響を及ぼすことも考えられる。」という、ここの修正につきましては、前回会合において、どこに書くのかというところの検討は要るけれども、非価格競争の重要性についても言及すべきだという御指摘があったことを踏まえたものです。どこに記載すべきかということを事務局にていろいろ検討しましたがけれども、最終的にはその直前の「ショールーミングといわれるような現象がある」というところの次につなげて、「価格競争だけでなく非価格競争も活発であることが望ましい」と入れるのが適切ではないかと考えました。

併せて、オンライン取引に係るこうした現象、つまりショールーミングといわれる現象であるとか、逆にウェブルーミングといわれる現象とか、いろいろなものがあるわけですが、こうした現象が事業者の販売戦略に変化を生じさせて、競争に大きな影響を及ぼすことも考えられるということも記載しました。

次いで、4ページ目のところ、「一方」で始まるパラグラフの2行目、前回会合の資料では「審判決事例」と書いてありましたが、この言葉は全て「審判決例」に統一する形で語句の整理を行いました。

次の「例えば」のところですが、前回会合の資料において、①は新しいケースで、②、③、④は従来の考え方を当てはめることで解釈可能としていた記載について、本当にそういうことで両者を割り切れるのかという御意見もありまして、議論いただいた結果、最終的にはこ

ここに書いてあるような修正でどうかということで、大筋合意が得られたと思いますので、そのとおり修正をしたものでございます。

次の「情報通信技術」の「技術」を取った点につきましても、前回会合での御指摘を踏まえたものでございます。

このページの脚注に、一見、大きな修正が施されているように見えますけれども、これは添付資料の資料名の変更等に伴うものです。内容面での修正はございません。

次に5ページ目でございますけれども、5ページ目の修正は、やはりいずれも語句の整理です。

ページをめくっていただきまして、6ページ目、「最近」以下のパラグラフのところでございますけれども、ここは、海外においては、川下（流通業者等）の支配力を背景とした川上（メーカー等）に対する制限行為が注目されていること、日本においても対応ができていたということを確認すべきといった趣旨の御意見を踏まえた修正です。修正に当たりまして、適宜、語句の修正もさせていただいております。

次に同じ6ページ目、下から2行目の「Eコマースの発展・拡大」というところは、語句の整理でございます。そして6ページ目の一番下の行、「小規模な」を削って「新たな」としており、次の7ページ目でも「小規模な」とか「小規模な代理店等によって」といった言葉を削ったりしておりますけれども、これも、例えば「小規模な総代理店」の「小規模な」というのは取るべきではないかという前回会合での指摘を踏まえた修正でございます。

7ページ目の上から3行目の「が」を「を」に変えているのは、これも前回会合での指摘を踏まえた修正でございます。

同じ7ページ目、2（1）の4行目と5行目、「情報通信技術」の「技術」の削除ですとか、「考えられる」を「予測される」に修正したことについては、語句の整理の結果でございます。

次に、8ページ目の修正でございますけれども、1点目、これはこれまでの修正の結果、「優越的地位の濫用に係る独占禁止法上の考え方」がここよりも前に出てくることとなり、そこで「優越ガイドライン」という定義を置くことになりましたので、それに伴う修正をしております。

また、「3 その他」のところですが、8ページ目の下から4行目のところから始まって9ページにかけて修正をしております。この修正は、文意の明確化という観点から行ったものです。「設定基準」という言葉が使われていたのですが、ここで問題になるのは、要は「通常、独占禁止法上問題とならないと認められる条件」ですので、そういう言葉に書き換え

ております。直した後の方が、文章を一読していただいても、内容的に分かりやすくなっているかと思っております。

10ページ目に移っていただきますと、ここでは「以下」と、かぎ括弧と、「という。」が削除されていますけれども、これは、ここで定義しても、その後で「市場閉鎖効果」とか「価格維持効果」という言葉を使うところがないので、単に「（市場閉鎖効果）」、「（価格維持効果）」と書くこととしたものです。

11ページ目、若干修正はありますけれども、これは語句の整理でございます。

12ページ目での「終わりに」よりも上のところは、やはり語句の整理をさせていただいたものです。

「終わりに」についても、基本的には語句の整理ですけれども、「更なる技術革新により」の削除については、これは前回会合で御議論いただいた結果、最終的にはここを削るということで決着したと思われますので、そのとおり修正をさせていただきました。

そして最後の14ページですけれども、「研究会構成員」と書いておりましたものを「研究会会員」とさせていただきます。

また、添付資料の方を見ていただきたいのですが、添付資料は全体的に、前回会合で配布したものから、多少、表現振りの統一とか、表題をより適切なものにするという観点からの形式的な修正をいたしました。例えばアルファベットの半角と全角が混ざっていたのを統一したりとか、そういったようなものでございまして、基本的に盛り込まれた内容が変わっているものではありません。ただし1点だけ、前回会合で添付資料4としておりました「流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点」については、改めて見ると、報告書（案）と内容が重複しておりましたので、添付資料から削除しました。それに伴って、資料番号の一部について、従前の資料5が資料4になり、以下、資料番号の数字が、繰り上がっています。

また、資料4、5、6は前回お示しした添付資料の表題から少し名前を変えておりますが、中身は同じでございます。

最後に、事務局から御報告ですけれども、本日、御欠席の丸山雅祥会員と滝澤会員には、前回研究会でも報告書（案）に御指摘いただいたところでございますけれども、今回御欠席ということで、別途事務局から修正版への御意見の有無を確認しましたところ、修正すべき点はない旨のお返事を頂いております。この場を借りて御報告申し上げる次第でございます。

私からは以上です。

○土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、報告書（案）の修正箇所について、御議論があればよろしくお願いいたします。

報告書（案）の項目の順番は問いませんので、どこからでも御意見があれば、よろしくお願いいたします。

○渡邊会員 修正部分ではないんですけれども、3ページの第1の1（1）Eコマースの発展・拡大の中で、上から4行目、「消費者にとっては商品の検索・比較といった利便性が向上し」というのがありますが、もう一つ重要なところで、価格の透明性というのがあると思います。そこを加えた方がいいのかなという1点だけ指摘いたします。

○佐久間官房参事官 価格の透明性については、下の「また」のパラグラフで、「価格の透明性が高まり」ということに触れております。

○渡邊会員 分かりました。そちらの方に書いたということなのですね。すみません。

○小林取引企画課課長補佐 御指摘の部分についても、「検索・比較」の「比較」は、商品・サービスの比較だけではなく、価格の比較ということも含めた記載としているつもりです。

○土井座長 ほかはありますか。

○三村会員 7ページの3行目からのところで、確かにここの論理が「海外の有力ブランドのメーカーが、自身のブランドを日本に確立した後において、直接販売するという戦略が有効であるものの」と来て、「海外の事業者が初めて日本に参入する場合には、日本のメーカーを使う場合もあり得る」というところで、ここの「自身のブランドを日本に確立した後において」というのは必要なのかなと思ったんですけれども、これはいかがでしょう。そこが何となく引っかかったのです。有名ブランドが進出する方法ではあると思うんですけれども、「確立した後において」という言葉を付けておく必要があるのかなと。でも、これは何か理屈があるんですよね。

○小林取引企画課課長補佐 前々回の議論の中で、このようなお話があったかと思いますので、それを踏まえたものです。もともと総代理店が問題にされたのは、正に海外有名ブランド商品が、総代理店を使って日本に進出してきた平成3年当時の状況が背景にあった。ただし、今、調べてみたところ、当時問題とされたような有名ブランドは、基本的に子会社を日本に作るようになった。それはなぜかといったときに、やはり日本に直接子会社を作って参入するのは非常に資本上のリスクもあったのだけれども、ブランドを確立してしまえば、そうやって資金をかけて、直接自分で販売した方がブランド戦略としてコントロールしやすいのだというようなお話がありましたので、やはりある程度ブランドが確立した後でないと、なかなか直接入っていけないという趣旨で記載しております。

○三村会員　なくてもいいんじゃないかという気が。でも、総代理店的な方法論を持ち込んで入ることがきっかけとしてあり、それから次にみたいなの、そのプロセスですね。わざわざ入れる必要はないかなと思っただけです。有名ブランドという言葉が既にありましたので。

○川濱会員　これはヒアリングの内容の経緯をすごく圧縮しているから、その経緯が分かって補足したらつながるけれども、経緯が分からない場合には少し分かりにくいのかもかもしれません。けれども、これを長く書くと、ほかの部分に比して不相応に長くなってしまうというので、こういうところで御苦労なさったのかなと思います。確か、もともと総代理店の問題は、ほとんど今日問題にならないという極論もあるけれども、実態を見ると、総代理店を使っていない企業というのは有名ブランドに限定されており、あとの有名ブランドでないところは、いろいろなタイプの総代理店を使っている。また、可能性として、最近は減ってきているけれども、競争相手であるメーカーを総代理店に使う可能性もあると。これは今はそれほど目立ってはいないけれども、まだ現に総代理店も使われている以上は、今後もあるかも分からないし、そのような場合には、横の関係の制限も踏まえなければいけないということで、残さなければいけないことの正当化として出された結果、やはり例外はあるんだということの強調のために、一般的なものをまとめられたら、すごく圧縮された表記になったということなんだろうなと思います。

○土井座長　特に誤解はないでしょうか。

○三村会員　素直に読めば、それほど引かかるものではありません。

○土井座長　ほかはございませんか。

○中尾会員　報告書案の中身に関しての修正というよりも、また重ねてのお願いというか、今後のガイドラインの改正に当たっての意見として2つほどございます。1つは選択的流通の記載に関して、具体的な事例に関して、まだ議論が熟していないというような御意見もありましたが、やはり家電業界としては、選択的流通の活用には期待をしておりますので、報告書案の11ページのところに「具体的事例の蓄積等を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく」という記載もありますことから、家電業界としても選択的流通の事例を蓄えて、また別途御相談をしたいなというふうに思っていますので、その暁にはガイドラインへの追記というものも御検討いただきたいと思います。もう一つは、価格に関して、チラシとかウェブとかの広告の価格表示に関して、小売業者の求めに応じて答えるといったような行為について、拘束のない価格提示ということで、現行のガイドラインでも読めるということは理解しておりますが、より分かりやすい記載にしていきたいということを今後、ガイドライン改定において御検

討いただければと考えております。

○土井座長 特に修正ということではなくて、そういう留め置いてほしいお話ということですか。

○中尾会員 はい。

○土井座長 ほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

○川濱会員 特にこの報告書の内容に関する意見ではございませんけれども、今のおっしゃったお話と関連して、この研究会で確認した内容として、一番最初に、二重限界化の問題に関する御指摘が経済学者の方々からありました。垂直的制限の場合であっても競争促進的なものの典型的な例として強調されていたと記憶しています。アメリカでもヨーロッパでも、二重限界化防止の場合は、これは正当化理由があるというだけではなく、まず原則として、公正競争阻害性は、要するに価格維持効果がそもそも考えられるわけではなく、むしろ価格引き下げ効果の方が高いという競争促進的タイプの行為として取り扱われています。日本の場合、この点に関しては従来は法律家なんかの間では理解が広まっていなかったところがあったのかもしれませんが。他方、そういう法律家一般の経済的な認識だったのが、最近、標準必須特許をめぐる問題の中で、ロイヤルティ・スタッキングの問題、あれは全く経済理論的には二重限界化の問題と同じ問題で、それは知財学者、知財法の専門家を通じて、かなり広がっているということになると、きちっと書いても誤解がないのではないかなと思います。

従来、恐らく公正取引委員会が書かれることに躊躇したことの一つには、最高再販売価格維持を名乗れば、再販売価格維持行為は全て二重限界化防止になってしまうのではないかと懸念があるのかもしれませんが。実際に最高再販売価格維持に名を借りた最低価格再販売価格維持ないしは定価販売というのは十分あり得ます。そういう誤解をされたところは、特に法律家にそういうメッセージを与えたかも分からないけれども、今の法律家一般の理解力から考えたら、それを書いても問題はないのではないのでしょうか。特にアメリカやヨーロッパで共に全く問題はないとしているだけではなく、それは恐らくほとんどの先進国でそういう扱いになりつつある中、日本で書いていないというのは、ちょっと違和感が残ります。ガイドラインのところで価格維持効果の部分なり何なりで、要するに再販売価格維持行為というのは基本的に問題があるというのが原則だけれども、価格維持効果がなく、正当化理由にしか考えられないようなカテゴリーがあるということは明示しておいた方がいいのでは。特に対外的に読まれたときの印象から考えても、あった方がいいのではないかなと。

一番最初に、まず議論が出てきたけれども、その後、全く誰も反論しなかったというか、異

論がなく通ってしまったので、議論がなかったままで。また、今回ののは非常に大きな話なので、すごく二重限界化の問題自身はこの中の一部分にすぎないということもあって、報告書の中に盛るのはどうかと思いますけれども、この内容の明確化の観点からの一つとしては、あったらいいのではないかなという意見を持っております。

○土井座長 確かに経済学で一番最初に二重限界性問題が出てくる。

今の点について、ほかの方、いかがですか。

○佐久間官房参事官 理論としてそういうことがあるということは、私も認識しているのですが、ただ、二重限界性が働くということは、川上も川下も独占市場である場合に二重で価格付けすると価格が上昇しすぎてしまうということですが、実際の世の中でそういうような市場はあるのかというところが疑問です。諸外国では競争当局として考え方を示しているかもしれないけれども、日本の流通・取引慣行ガイドラインの中で二重限界性の話を正面から位置付けるのかということについては、平成27年の改正時など今までもいろいろな議論をされてきましたし、今後も記載については慎重に考えなければいけないことではあるのかなと私は思っています。

○川濱会員 ただ、書いたところで、何の弊害もないのではないかなと思います。

それから、もう一点言いますと、あれは独占と言うから誤解があるので、独占に達していなくても、2つの市場支配力—マージン—があれば発生します。したがって割と新しい新商品なんかの特殊な技術品なんかの場合で、それを売るメーカーは、それはもちろん超過マージン設定可能な場合があります。ところが流通段階でも、そういった特殊な技術品を専門に販売できる事業者が一定程度の市場支配力を有する事例があり得ます。この場合、メーカーサイドの方で、極端に高値を付けて売り込まれてしまったら困るなというような懸念を持っている事例というのは、公取に持っていく以前に、やっぱり再販だから駄目だという弁護士さんの助言もあって、あきらめてしまったというようなケースは、仄聞したことがあります。そういうことを考えると、ちゃんと啓蒙しておかないと、そういった、正にイノベーションを図ろうと思う企業が、要するに十分な流通が利用できない結果、かえって不合理な活動になってしまうというケースもあり得るので、それは明記しておいた方がいいのではないかなという印象を持っております。

○渡邊会員 独禁法を取り扱っている弁護士は、二重限界化の意味を分かっていると思います。反面、余り独禁法を取り扱っていない人は、最低再販売価格維持と最高再販売価格維持を同じように考えて駄目だとおっしゃっているのではないのでしょうか。以前、佐久間さんとも

議論しましたが、先ほど佐久間さんが言われましたように、余り適用事例がないということではないでしょうか。。

○川濱会員 ただ、仄聞するところ、そういうケースはあったので、過去に。そういったケースというのは多分、きちっと書いてあったらそういう対応にならないし、そんなケースの事例であればあるほど、恐らく独禁法を例に、二重限界化も理解しているようなタイプの弁護士というのは法律家の中では稀少な存在なので、そういったところは利用可能でなかった可能性が高いと思います。ちゃんと書いておかないと駄目なのではないでしょうか。実際に割とオーソドックスな教科書の中に、二重限界化は再販売価格維持行為を正当化する理由にならないと明言されている例もありますので、そういったことから考えると、きちっとこれはアメリカ、ヨーロッパと変わりはないんですよということは示しておいた方が安全なのではないかなと私は考えております。

○佐久間官房参事官 一つの御意見として承ります。

○土井座長 ほかに、特にございませんか。

そうしますと、ほかに御議論がなければ、今回、皆さんにお示ししました報告書（案）について御了承いただいたということでよろしいでしょうか。ただし、報告書とは別に少し意見があったということを記録にとどめたいと思います。

（異議なし）

○土井座長 それでは、ここに書いていただいたとおりの取りまとめをさせていただきたいと思います。

なお、この報告書の公表までの過程においては、実質的な内容の変更に伴わないような、細かな表現とか字句等の形式的な修正がございましたら、私、座長に一任させていただいて、修正をさせていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の報告書の取りまとめに当たりまして、事務局の方から一言ございましたらよろしくお願いいたします。

○佐久間官房参事官 研究会報告書の取りまとめに当たりまして、事務局から一言御礼申し上げます。

土井座長をはじめ皆様には6月の第3回から約半年の間の短期間にもかかわらず、第11回

まで計9回にわたりまして、ガイドライン全体の見直しの方向性について精力的に議論いただき、本日、報告書を取りまとめていただきました。これまでの並々ならぬ御尽力に対し、心から敬意と御礼を申し上げます。

研究会においては、事業者、事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止と適切な活動の展開に役立てるというガイドラインの位置付け自体は維持しつつ、最近の流通・取引慣行の実態に適合し、より利便性の高いものとするという方向性の下、Eコマースの発展・拡大などの流通・取引慣行の実態の変化やガイドラインの更なる明確化といった、それぞれの論点につきまして、非常に活発な議論が行われ、様々な御示唆を頂きました。そして、本日取りまとめたいただきました報告書において、ガイドラインの見直しに当たっての留意点として、ガイドラインの構成を変更すること、オンラインのプラットフォーム事業者を含め、多様化するビジネスモデルに対応できるようにするために、適法・違法性の判断に当たっての分析プロセスを明確化すること、審判決例や相談事例を積極的に活用することなど、最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく汎用性のある事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指すべきことについて提言を頂きました。公正取引委員会としましては、本報告書の提言や研究会で頂いた御示唆をしっかりと受け止め、ガイドライン見直しの具体的な内容について検討を進めてまいります。

皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(菅久取引部長到着)

○土井座長 今、取引部長が来られたので、ちょっとせっかくだから、簡単に一言御発言をお願いします。

○菅久取引部長 国会関係の会議に出席しておりまして、遅れてしまいました。申し訳ございません。私から申し上げたいことは、今、参事官からお話ししたとおりでございます。今後ともどうぞ引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○土井座長 どうもありがとうございました。

では、本日の会合の議事録については、事務局の方で作成していただきまして、前回と同様、議事概要についても報告書公表後の公表というふうにさせていただきます。

なお、別途、議事録の作成に関して、会員の皆さんの御確認の上で公表したいと思っています。

最後に今後の予定などについて、事務局の方からよろしくお願いいたします。

○佐久間官房参事官 今後の予定につきましては、先ほど座長から御案内いただきましたとお

り、形式面の所要の修正があれば、その修正をした後、年内のしかるべきタイミングで公表したいと考えております。公表の際には、報告書の内容を1枚にまとめた概要も併せて公表したいと考えております。具体的な日時が確定し次第、事務局から会員の皆様に事前にお知らせし、報告書の最終版をお送りいたします。

今後、公正取引委員会におきまして、取りまとめていただいた報告書の提言内容も踏まえて、ガイドラインの改正案を作成することとしておりますが、その素案ができました段階で、もう一度研究会を開催して、会員の皆様から御意見を伺うことを考えております。後日、事務局から日程調整の御連絡を差し上げますが、できるだけ多数の会員が出席できる日時に開催することとしたいと考えております。日時が決まりましたら、改めて事務局から開催案内等を皆様にお送りいたします。よろしくお願いいたします。

○渡邊会員 いつごろになりそうですか。日弁連における対応の関係もありますので。

○佐久間官房参事官 現時点で具体的な時期は申し上げられないのですが、なるべく速やかに検討を進め、素案の完成次第ということになるかと思います。

○土井座長 よろしいですか。

○渡邊会員 結構です。

○土井座長 ついでですから、何か一言ございましたら。特にございませんか。

そうしたら、30分ちょっとで終わるのは何か非常にもったいない気もしますし、一方ではほっとする気もしますけれども。どうも本日はお忙しいところ御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第11回の会合は終了したいというふうに思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時10分 閉会